

緊急通報システム利用誓約書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市福祉事務所長

利用者 住 所 大阪狭山市

氏 名 ⑩

電 話

緊急通報システム事業を利用するに当たり、次の事項について誓約いたします。

- 1 利用が決定した際には、緊急通報システム事業利用申請書（様式第1号）に記入してある個人情報を受託事業者及び堺市消防局へ提供することに同意します。
- 2 緊急事態発生の場合は、緊急通報システム事業利用申請書にある緊急連絡先に受託事業者から連絡願います。
- 3 大阪狭山市が市民税課税台帳により私の世帯の前年住民税額等の調査を行うことに同意します。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大阪狭山市福祉事務所長に届出を行います。
 - (1) 氏名、住所又は電話番号に変更が生じたとき。
 - (2) かかりつけの医療機関の名称、電話番号又は主治医に変更が生じたとき。
 - (3) 緊急連絡先の氏名、住所及び電話番号に変更があったとき。
 - (4) 協力員の氏名、住所又は電話番号に変更が生じたとき。
 - (5) 身体状況に著しい変化があったとき。
 - (6) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (7) 緊急通報システムの利用を必要としなくなったとき。
 - (8) 施設（老人ホーム）等に入所又は病院に入院したとき。（短期利用を除く。）
- 5 緊急通報を発信し、受託事業者からの確認連絡に応答しない場合には、市職員、消防署員、受託事業者、協力員及びその他の関係機関の住宅への立ち入りを認めます。
- 6 緊急時に私の住宅へ立ち入ることにより、住宅等の一部に破損が生じ、修復等が必要となった場合においても、修復等に係る一切の費用については、請求いたしません。
- 7 緊急通報装置を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該装置を本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供しません。
- 8 装置の紛失、毀損があった場合の費用負担は、実費となることに同意します。

【裏面にも記載事項がございますので、ご記入のうえ下記事項をご一読ください。】

利用する緊急通報装置の種類（いずれかに○をつけてください。）

※ただし、自宅に固定電話回線がない場合に限り、携帯型緊急通報装置を選択するものとする。

【固定型緊急通報装置 ・ 携帯型緊急通報装置】

- 9 固定型緊急通報装置を選択した場合、NTTアナログ電話回線以外の電話回線を利用した場合に発生した次の不具合に起因するいかなる苦情又は損害賠償について、大阪狭山市及び受託事業者に対して一切申し立てません。
- (1) 緊急ボタン又は相談ボタンが起動しない。
 - (2) 保守通報（停電・バッテリー切れ・復電通報等）が実施されない。
 - (3) 電話回線による障害（インターネットの接続スピードが落ちる、電話の音声に雑音が入る等）が生じる。
- 10 携帯型緊急通報装置を選択した場合、下記の確認事項を遵守せず利用し、正常な対応ができない場合、大阪狭山市及び受託事業者に対して異議申立てを一切行いません。
- (1) 携帯型緊急通報装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
 - (2) 携帯型緊急通報装置は自宅敷地内のみで利用できることを理解し、自宅敷地内以外では使用することができないこと。
 - (3) 携帯型緊急通報装置の設置時に通報テストを行い、自宅敷地内であっても利用できない場合があり、その場所では携帯型緊急通報装置を利用しないこと。
 - (4) 携帯型緊急通報装置を破壊、毀損、紛失等しないよう管理し、万一毀損、紛失した場合、補償金等が発生することがあること。
 - (5) 月に一度通報テストのためのお伺い電話を行うため、受託事業者からの連絡があった場合、その指示に従うこと。
 - (6) 緊急時等に連絡する緊急連絡先を必ず用意し、必要に応じて大阪狭山市又は受託事業者から連絡することがあること。
 - (7) 通信会社のサービス提供地域のみ利用できること。
 - (8) 通信会社の通信障害等で利用できないことがあること。
 - (9) その他携帯型緊急通報装置について、大阪狭山市及び受託事業者からの指示があった場合は従うこと。

以上